

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 幸山政史

- 1 工 事 名 熊本市本庁舎非常用自家発電設備設置工事
- 2 請 負 金 額 378,540,000円
- 3 契約の相手方 九電工・シスケン特定建設工事共同企業体  
代表者 熊本市中央区本荘6丁目17番21号  
株式会社 九電工 熊本支店  
専務執行役員支店長 丸山 明  
  
熊本市中央区九品寺3丁目15番7号  
西日本システム建設 株式会社  
代表取締役社長 柏尾 敬秀

(提出理由)

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。